

令和7年度 市民税・道民税 申告会場の御案内

《 申告会場の混雑緩和に関わるお願い 》
郵送または申告受付ポストによる提出に御協力ください。

【 提出書類 】

- 必要事項を記入した市民税・道民税申告書
- 必要書類のコピー（※収支内訳書及び寄附金税額控除申告書は原本の提出となります。）
※ 別紙「令和7年度 市民税・道民税 申告の手引き」1頁「申告に必要なもの」を御覧ください。
- 申告書の写しが必要な方は、返信先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※ 返信用封筒が無い場合、申告書の写しはお送りしません。

【 郵送 】

宛先は下部を切り取り、封筒へ貼り付けし、切手を貼ってください。

【 申告受付ポスト 】

- 設置場所：各支所及び東部まちづくりセンターの施設内
- 設置期間：令和7年2月3日（月）～3月17日（月）午前8時45分から午後5時15分まで
※土日祝を除きます。

提出期限：令和7年3月17日（月）

【 申告会場について 】

期 間：令和7年2月17日（月）～3月17日（月） ※土日祝を除きます。

本会場：受付時間 午前9時～午後5時 ※受付時間前の来場は御遠慮ください。

申告受付日	会場（住所）
2月17日（月）～3月17日（月）	旭川市総合庁舎 2階 臨時窓口スペース（7条通9丁目）

出張会場：受付時間 午前9時30分～午後4時 ※受付時間前の来場は御遠慮ください。

申告受付日	会場（住所）
2月17日（月）	西神楽公民館（西神楽南2条3丁目249番地の26）
2月18日（火）・19日（水）	東部住民センター（東光5条2丁目2番6号）※東部まちづくりセンターとお間違えないように。
2月20日（木）・21日（金）	神楽公民館 2階（神楽3条6丁目1番12号）
2月25日（火）・26日（水）	東地区体育センター（豊岡2条5丁目6番35号）
2月27日（木）	東鷹栖公民館（東鷹栖4条3丁目636番地の23）
2月28日（金）	北星地区センター（旭町2条8丁目25番地の142）
3月3日（月）・4日（火）	末広地区センター（末広2条4丁目8番9号）
3月5日（水）・6日（木）	永山公民館 2階（永山3条19丁目4番15号）
3月7日（金）	東旭川公民館（東旭川町上兵村544番地）
3月10日（月）	神居公民館 2階（神居2条9丁目1番19号）※車いすでの来場はできませんので御了承ください。
3月11日（火）	春光台地区センター（春光台3条5丁目1番18号）
3月12日（水）	忠和地区センター（忠和5条5丁目2番6号）

《 御注意 》

- ・ この期間中、令和7年度市民税・道民税の申告受付は、市民税課（総合庁舎3階 窓口番号：税3）では行っておりません。
- ・ 発熱等体調が悪い方の来場は御遠慮ください。

郵送の方は、こちらを切り取って、封筒に貼って御利用ください

070-85225

旭川市総合庁舎の〒498-8522
旭川市総合庁舎市民税課 行

《 問合せ先 》

会場のことや、申告書の書き方などで御不明な点があれば、以下にお問合せください。
各支所や東部まちづくりセンターでは申告に関する御相談はお受けできませんので御了承ください。

旭川市税務部市民税課
電話（直通）25-5786

必要分の
切手を貼っ
てください。

差出人

住所	
氏名	

（ 切り取り ）